国債売買についての日本銀行金融ネットワーク

システムの利用に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、「日本銀行が行う国債売買に関する基本約定」（以下「基本約定」という。）に基づく国債売買についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用に関する基本的な事項のうち、「金融調節等入札連絡事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」に定める事項以外の事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この規則において「利用金融機関等」とは、日本銀行が国債売買における売買対象先として選定した金融機関等をいう。

２．この規則において「利用先」とは、利用金融機関等の営業所等であって、国債売買についての日銀ネットの利用を認められたものをいう。

３．前２項に掲げるもののほか、この規則において使用する用語の定義は、基本約定に定めるところによる。

（売買内容の確認における日銀ネットの利用）

第３条 売買人である利用先は、日本銀行に対し、基本約定第５条の２に規定する日本銀行から通知を受けた通知の内容に異議がない旨を日銀ネットにより通知する。

（売買の実行における日銀ネットの利用）

第４条　売渡人である利用先は、基本約定第６条第１項の規定により国債を日本銀行に引渡す場合には、当該国債について、日銀ネットを利用して、国債振替決済制度における日本銀行名義の参加者口座への振替の申請を行うものとする。

２．買受人である利用先は、基本約定第７条第１項の規定により日本銀行に売却代金を支払う場合には、その代金について、日銀ネットを利用して、自己の当座勘定を引落し、これにより支払を行うことを依頼するものとする。

３．第１項の国債振替決済制度における日本銀行名義の参加者口座への振替の申請および前項の自己の当座勘定の引落による支払の依頼は、取消すことができない。

（事務処理の通知）

第５条 日本銀行は、売買の実行を行った場合その他の場合において、日本銀行が別に定めるときは、利用先に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。

（照会）

第６条　利用先は、国債売買に関する事項のうち日本銀行が別に定めるものについては、日銀ネットを利用して照会を行うことができる。

（手数料の支払義務）

第７条　利用金融機関等は、国債売買についての日銀ネットの利用に関して、日本銀行が別に定める手数料を日本銀行に支払うものとする。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第８条　日本銀行は、日銀ネットの障害その他の事情によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または利用金融機関等にこの規則の規定と異なる取扱いをするよう指示することができる。

（細則の制定）

第９条　この規則に基づく日銀ネットの利用に関し必要な具体的事項については、日本銀行が別に定める。

（所要事項の決定等）

第１０条　日本銀行は、国債売買についての日銀ネットの適切な運用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

（規則の改正）

第１１条　日本銀行は、国債売買についての日銀ネットの適切な運用を確保するため、必要と認める場合には、この規則を改正することができる。